

弁護士法人規程

(平成十三年十月三十一日会規第四十七号)

改正 平成一五年一月二日

同 一六年一月一〇日

同 一九年三月一日

同 一九年二月六日

同 二〇年二月五日

同 二三年五月二七日

同 二四年二月七日

同 二五年二月六日

同 二六年五月三〇日

同 二六年二月五日

同 二七年二月四日

令和 三年六月一日

同 三年二月三日

- 1 -

第四章 弁護士法人の権利義務(第十七条―第二十条)

第五章 会費(第二十一条―第二十三条)

第六章 雑則(第二十四条・第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会則(以下「会則」という。)第三十二条の二の規定に基づき、弁護士法人に関する事項を定めることを目的とする。

(使命等)

第二条 弁護士法人は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであることを自覚し、その使命に基づき、誠実にその業務を行わなければならない。

2 弁護士法人は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない。

(弁護士法人に対する通知)

第三条 弁護士法人に対する通知は、法律又は会則若しく

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 弁護士法人名簿及び届出(第四条―第十四条)

第三章 従たる法律事務所(第十五条・第十六条)

- 2 -

は会規に別段の定めがある場合を除いては、弁護士法人の主たる法律事務所に宛ててする。

第二章 弁護士法人名簿及び届出

(弁護士法人名簿)

第四条 本会に、弁護士法人名簿を備える。

2 弁護士法人名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、調製することができる。

(弁護士法人名簿の記載事項等)

第五条 弁護士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 弁護士法人の名称並びに主たる法律事務所の名称及び所在場所
- 二 従たる法律事務所の名称及び所在場所
- 三 所属弁護士会
- 四 社員の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。）、登録

- 3 -

番号、所属弁護士会及び登録事務所（会則第十八条第三号の規定により弁護士名簿に記載し、又は記録された事務所をいう。第六号の二を除き、以下同じ。）

四の二 業務を執行する権利（以下「業務執行権」という。）を有しない社員の氏名

五 代表社員の氏名（弁護士法人を代表しない社員がある場合に限る。）

六 使用人である弁護士の氏名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所

六の二 使用人である外国法事務弁護士氏の氏名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所（外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第十条第三項第五号の規定により外国法事務弁護士名簿に登録された事務所をいう。）

七 成立の年月日

八 届出番号

九 届出の年月日及びその種別

十 記載又は記録に係る事項の変更の年月日及びその事由

十の二 種類の変更に関する次に掲げる事項

イ 種類の変更の年月日

- 4 -

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる弁護士法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 種類の変更により弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）から弁護士法人となった者 種類の変更前の共同法人に係る事項

(2) 種類の変更により弁護士法人から共同法人となった者 種類の変更後の共同法人に係る事項

十一 合併に関する次に掲げる事項

イ 合併の当事者及びその年月日

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる弁護士法人の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 合併により設立し、又は合併後存続する弁護士法人 合併により消滅した弁護士法人に係る事項

(2) 合併により消滅した弁護士法人 合併により設立し、又は合併後存続する弁護士法人又は共同法人に係る事項

(3) 合併により弁護士法人から共同法人となった者 合併後の共同法人に係る事項

十二 懲戒の処分

十三 解散の年月日及びその事由

十四 清算人の氏名

十五 清算終了又は破産手続の廃止若しくは終結の登記及び退会の年月日

（成立の届出）

第六条 弁護士法人は、成立の日から二週間以内に、前条第一号から第七号までに掲げる事項を本会に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 成立届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

（変更の届出）

第七条 弁護士法人は、種類の変更、解散及び合併によるときを除き、次に掲げる事由が生じた日から二週間以内に、変更に係る事項及びその内容を本会に届け出なければならない。

一 第五条第一号から第六号の二までに掲げる事項の変更

二 登記事項の変更

三 定款の変更

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して
しなければならない。ただし、登記事項に変更がない場
合にあつては第二号に、定款に変更がない場合にあつて
は第三号に掲げる書類の提出を要しない。

一 変更届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

3 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」
という。）第三十条の二十四の規定により弁護士法人を
継続する場合における第一項の規定による届出には、前
項第一号に掲げる書類にその旨を記載し、同条の同意を
証する書面の写しを添付しなければならない。

（種類の変更の届出）

第七条の二 種類の変更により共同法人から弁護士法人と
なつた者は、種類の変更の日から二週間以内に、第五条
第一号から第六号の二まで及び第十号の二に掲げる事項
を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して
しなければならない。

一 種類変更届出書

二 登記事項証明書

- 7 -

三 種類の変更前の共同法人に係る登記事項証明書

四 定款の写し

（解散の届出）

第八条 弁護士法人は、解散したとき（法第三十条の二十
三第一項第三号又は第六号に掲げる事由により解散した
ときを除く。）は、解散の日（第二十五条の申立てによ
り選任された清算人が行う場合は、選任の登記の日）か
ら二週間以内に、解散の年月日及びその事由を本会に届
け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出して
しなければならない。

一 解散届出書

二 登記事項証明書

（合併の届出）

第九条 弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二
週間以内に、合併により設立した弁護士法人にあつては
第六条の規定の例により、合併後存続する弁護士法人に
あつては第七条の規定の例により、合併の当事者及びそ
の年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第六条第二項各号又は第七
条第二項各号に掲げる書類のほか、合併により解散した

- 8 -

弁護士法人に係る次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 合併による解散届出書

二 登記事項証明書

(清算終了等の届出)

第十条 弁護士法人が清算終了の登記をしたときは、清算人は、清算終了の登記の日から二週間以内に、清算終了の登記の年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 清算終了届出書

二 登記事項証明書

3 清算手続中に当該弁護士法人について破産手続開始決定があつたときは、清算人は、その旨を本会に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 破産手続開始決定届出書

二 破産手続開始決定書の写し

(届出の方法)

第十一条 第六条から前条までの規定による届出は、弁護

士法人の主たる法律事務所が存在する地域において所属する弁護士会を経てしなければならない。

(届出の様式)

第十二条 第六条から第十条までの規定による届出の様式その他弁護士法人の本会に対する届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(入会金)

第十三条 弁護士法人は、第六条(第九条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。)の規定により届け出るときは、入会金三万円を、主たる法律事務所が存在する地域において所属する弁護士会を経て本会に納付しなければならない。

(届出手数料)

第十四条 弁護士法人は、第七条(第九条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。)又は第七条の二の規定により届け出るときは、届出手数料二千元を、主たる法律事務所の存在する地域において所属する弁護士会を経て本会に納付しなければならない。

2 本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により法律事務所又は社員の住居に甚大な被害を受けた弁護士法人から、第七条第一項各号に掲げる事

項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第六号若しくは第六号の二の登録事務所に変更があった場合であつて、同条第三号に掲げる事項に変更がないときに限る。）について変更の届出がなされたときは、前項の届出手数料の納付を免除することができる。

3 本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第六号若しくは第六号の二の登録事務所に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

4 本会は、建物の名称が変更される場合その他法律事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該弁護士法人又はその社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士の意思に基づかず、法律事

- 11 -

務所又は住居の所在場所の表示に変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第六号若しくは第六号の二の登録事務所に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

5 本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該弁護士法人の社員又は使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第七条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第五条第四号から第六号の二までの氏名に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

第三章 従たる法律事務所

（従たる法律事務所の設置）

- 12 -

第十五条 弁護士法人は、所属弁護士会の地域の内外を問わず、従たる法律事務所を設けることができる。

2 弁護士法人の法律事務所には、当該法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会に所属する業務執行権を有する社員が常駐しなければならない。ただし、法第三十条の十七ただし書の規定による弁護士会の許可（以下「非常駐許可」という。）があつたときは、この限りでない。

（非常駐許可の報告）

第十六条 弁護士会は、非常駐許可をしたとき、及び当該非常駐許可を更新し、変更し、又は取り消したときは、速やかに、本会に報告しなければならない。

第四章 弁護士法人の権利義務

（総会の議決権等）

第十七条 弁護士法人は、所属弁護士会及び本会の総会に出席し、意見を述べ、議案を發議し、又は議決権を行使することができる。

（選挙権及び被選挙権）

第十八条 弁護士法人は、本会の役員及び代議員の選挙権

- 13 -

及び被選挙権を有しない。所属弁護士会における役員等の選挙権及び被選挙権についても、同様とする。

（弁護士の権利義務等の準用）

第十九条 会則第二十九条第一項、第二十九条の二から第三十条まで、第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、弁護士法人について準用する。

（出版物等の配付）

第二十条 本会は、特に必要と認める場合のほか、会則第七条の機関雑誌、本会の発行する刊行物その他弁護士に一般に配付する資料を弁護士法人に配付しない。

第五章 会費

（会費）

第二十一条 弁護士法人は、本会の会費を主たる法律事務所のある地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 毎年四月（弁護士法人の成立の年にあつては成立の日の属する月とし、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月とし、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月とする。）から翌年三月までの間の本会の

- 14 -

会費の月額は、次の各号に掲げる社員の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 金二千四十円

二 二人以上十人以下 金五千百円

三 十一人以上 金一万二百円

3 前項の社員の人数は、毎年一月一日（弁護士法人の成立の年にあつては成立の日とし、種類の変更の年にあつては種類の変更の日とし、合併の年にあつては合併の日とする。）における社員の人数によるものとする。

4 法第三十条の二十三第一項第四号又は第七号の規定により解散した弁護士法人は、解散した日の属する月の翌月から、本会の会費の納付を要しない。

5 法第三十条の二十三第一項第六号の規定により解散した弁護士法人に係る本会の会費の徴収については、別に会費で定める。

（特別会費）

第二十一条の二 弁護士法人は、特別の必要がある場合には、特別会費を主たる法律事務所のある地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 会則第九十五条の三第二項並びに前条第四項及び第五

- 15 -

項の規定は、弁護士法人の特別会費の徴収について準用する。

（会費等の徴収）

第二十二条 弁護士会（弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる法律事務所のある地域において所属する弁護士会）は、毎月末日において所属する弁護士会から本会の会費及び特別会費を徴収して二か月以内に本会に送金しなければならない。

（会費等の滞納）

第二十三条 弁護士法人が六か月以上本会の会費又は特別会費を滞納したときは、所属弁護士会（弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる法律事務所のある地域において所属する弁護士会）の同意を得て、法第六十条に規定するところにより懲戒することができる。

第六章 雑則

（社員となる資格証明書等）

第二十四条 本会は、弁護士法人の社員になろうとする者の申請に基づき、当該弁護士が法第三十条の四に規定す

- 16 -

る弁護士法人の社員となる資格を有すると認めるときは、社員となる資格証明書を発行する。

2 前項の社員となる資格証明書その他弁護士法人の登記手続に必要な添付書類で弁護士会又は本会が発行する証明書に關し必要な事項は、規則で定める。

(弁護士会等による清算人の選任の申立て)

第二十五条 弁護士法人が法第三十条の二十三第一項第六号又は第七号に掲げる事由により解散した場合において必要があるときは、当該弁護士法人の主たる法律事務所のある所在地において所屬する弁護士会は、裁判所に清算人の選任の申立てをしなければならない。ただし、本会が必要と認めるときは、本会が申立てをする。

附 則

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

2 当番弁護士等緊急財政基金のための特別会費徴収の件(平成七年五月二十六日定期総会決議・平成十年三月二十七日改正・平成十一年三月二十五日改正・平成十三年二月九日改正)及び弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件(平成十一年十二月十六日臨時総会決議)に基づく各特別会費については、第二十一条ただし書の別段の定めはなされていないものとして、弁護士法人の

会費算定の基礎となる額に加える。

附 則 (平成一五年一月一二日改正)

第一条、第二条第二項、第三条、第五条、第九条第一項、同条第二項、第十二条から第十四条まで、第十六条、第十九条及び第五章の改正規定、第六章を第五章とする改正規定、第二十四条(同条を第二十一条とする部分を含む。)、第二十五条(同条を第二十二条とする部分を含む。)、及び第二十六条(同条を第二十三条とする部分を含む。))の改正規定、第七章を第六章とする改正規定、第二十七条(同条を第二十四条とする部分を含む。))並びに第二十八条(同条を第二十五条とする部分を含む。))の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一〇日改正)

第五条第一号及び第十九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第五条、第六条、第七条、第八条、第

九条、第一〇条、第一五条、第二五条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二六日改正)

第二十一条の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程(第五条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月二日一日から施行)

附 則 (平成二三年五月二七日改正)

第十四条第二項(新設)の改正規定は、平成二十三年五月二十七日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則 (平成二四年一月二七日改正)

第十四条に三項を加える改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二六日改正)

- 19 -

第十三条及び第十四条第一項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日改正)

第四条第二項(新設)、第五条及び第七条第一項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二五日会規第一〇二号(令和三年六月一日一部改正))

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程
目次、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条、第一〇条、第一一条、第一二条、第一三条、第一四条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条、第二一条の二、第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、附則改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

- 20 -

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

第三条 この規程の施行の際現に業務執行権を有しない社員がある弁護士法人にあつては当該社員の氏名を、使用人である外国法事務弁護士がある弁護士法人にあつては当該外国法事務弁護士の氏名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所を、施行日から二週間以内に、第四条の規定による改正後の弁護士法人規程（以下この条において「新規程」という。）第七条の規定の例により本会に届け出なければならぬ。この場合においては、新規程第十四条第一項の届出手数料の納付を要しない。

2 施行日の属する年における新規程第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「毎年四月」とあるのは「施行日の属する年の四月」と、同条第三項中「毎年一月一日」とあるのは「施行日の属する年の一月一日」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 新規程第二十一条の二第二項の規定の適用に当たっては、第四条の規定による改正前の弁護士法人規程第二十条ただし書の別段の定めがなされなかつた特別会費については、弁護士である会員から徴収する特別会費の月額に、毎年一月一日（施行日の属する年にあつてはその

年の一月一日、弁護士法人の成立の年にあつては成立の日、種類の変更の年にあつては種類の変更の日、合併の年にあつては合併の日）における社員の人数が、一人の場合にあつては二割、二人以上十人以下の場合にあつては五割、十一人以上の場合にあつては十割を、それぞれ乗じて得た額を、毎年四月（施行日の属する年にあつては施行日の属する月、弁護士法人の成立の年にあつては成立の日の属する月、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月）から翌年三月までの間の月額として徴収する旨の新規程第二十一条の二第二項において準用する会則第九十五条の三第二項に規定する議決があつたものとみなす。新規程第二十一条第四項の規定は、当該特別会費の徴収について準用する。

附 則（平成二十七年一二月四日改正）

第二十一条第二項第一号から第三号までの改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一日日会規第一一六号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会

規（外国特別会員関係を除く。）の整備に
関する規程 第五条、第七条、第七条の二、
第一四条、第二一条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

附 則（令和三年一二月三日改正）

第二十一条第二項第一号から第三号までの改正規定は、令和四年四月一日から施行する。